

【介護保険】

訪問看護 ご利用料金表

1 単位あたりの地域単価 10 円

項 目	サービス内容	単位数	利用料金			
			負担1割	負担2割	負担3割	
基本項目	訪問看護	訪問看護 I-1、(20分未満)	314 単位	314 円	628 円	942 円
		訪問看護 I-2、(30分未満)	471 単位	471 円	942 円	1,413 円
		訪問看護 I-3、(30分以上1時間未満)	823 単位	823 円	1,646 円	2,469 円
		訪問看護 I-4、(1時間以上1時間30分未満)	1,128 単位	1,128 円	2,256 円	3,384 円
		理学療法士等による訪問看護 I-5 (1回あたり20分)	293 単位	293 円	586 円	879 円
		理学療法士等による訪問看護 I-5・2超 (1日に3回以上)	264 単位	264 円	528 円	792 円
		看護体制強化加算 I (毎月1回の算定・介護予防を除く)	550 単位	550 円	1,100 円	1,650 円
		訪問看護サービス提供体制加算 (基本項目の1回の訪問毎に加算)	6 単位	6 円	12 円	18 円
	予防訪問看護	予防訪問看護 I-1、(20分未満)	303 単位	303 円	606 円	909 円
		予防訪問看護 I-2、(30分未満)	451 単位	451 円	902 円	1,353 円
		予防訪問看護 I-3、(30分以上1時間未満)	794 単位	794 円	1,588 円	2,382 円
		予防訪問看護 I-4、(1時間以上1時間30分未満)	1,090 単位	1,090 円	2,180 円	3,270 円
		理学療法士等による予防訪問看護 I-5 (1回あたり20分)	283 単位	283 円	566 円	849 円
		理学療法士等による予防訪問看護 I-5・2超 (1日に3回以上)	142 単位	142 円	284 円	426 円
訪問看護サービス提供体制加算 (基本項目の1回の訪問毎に加算)		6 単位	6 円	12 円	18 円	
加算項目	サービス内容	単位数	利用料金			
夜間・早朝加算	早朝 6:00~8:00 夜間 18:00~22:00 の訪問は 1.25 倍	×25%加算				
深夜加算	深夜 22:00~6:00 は 1.5 倍	×50%加算				
緊急時訪問看護加算 I	24 時間連絡体制をとり、緊急時に必要に応じて対応。	600 単位	600 円	1,200 円	1,800 円	
専門管理加算	特定行為終了看護師が訪問計画的な管理を行った場合	250 単位	250 円	500 円	750 円	
特別管理加算 (I)	在宅悪性腫瘍患者管理指導等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態で計画的な管理を行った場合。	500 単位	500 円	1,000 円	1,500 円	
特別管理加算 (II)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であるものに対し計画的な管理を行った場合。	250 単位	250 円	500 円	750 円	
複数名訪問加算 (I)	30分未満	2名の看護師等が同時に訪問する場合	254 単位	254 円	508 円	762 円
	30分以上		402 単位	402 円	804 円	1,206 円
複数名訪問加算 (II)	30分未満	看護師等と看護補助員による訪問	201 単位	201 円	402 円	603 円
	30分以上		317 単位	344 円	688 円	1,032 円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間~1時間30分未満の訪問を行った後に引き続き訪問を行った場合。	300 単位	300 円	600 円	900 円	
初回加算 I	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、医療機関から退院した日に初回の訪問をした場合に算定。	350 単位	350 円	700 円	1,050 円	
初回加算 II	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、翌日以降に初回の訪問をした場合に算定。	300 単位	300 円	600 円	900 円	
ターミナルケア加算	終末期の看護支援を行った場合。	2,500 単位	2,500 円	5,000 円	7,500 円	

加算項目	サービス内容	単位数	利用料金		
			負担1割	負担2割	負担3割
退院時共同指導 加算	退院若しくは退所するに当たり、主治医等と連携して在宅での療養に必要な指導を行い、その内容を提供した場合。	600 単位	600 円	1,200 円	1,800 円
看護・介護職員 連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。	250 単位	250 円	500 円	750 円
遠隔死亡診断 補助加算	別に厚生労働大臣が定める地域に住む利用者※について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いで死亡診断の補助を行った場合 ※過疎地域（桜川市）	150 単位	150 円	300 円	450 円
エンゼルケア料 自費	死後の処置を行った場合に	22,000 円（税込み）			

※ 区分限度額を超えてサービスを利用した場合など、保険外の実費分（10割）が発生する場合があります。